2

法人課税

㈠　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象設備のうち石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しを行うこととした。（第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

㈡　事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第一〇条の四、第四二条の七及び第六八条の一二関係）

(1)　特定旅館業を営む大規模法人に係る措置を除外する。

(2)　中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置を加える。

㈢　地震防災対策用資産の特別償却制度について、耐震改修工事に係る措置を除外することとした。（第一一条の二、第四四条及び第六八条の一九関係）

㈣　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定の基礎となる雇用障害者数に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を加えることとした。（第一三条、第四六条の二及び第六八条の三一関係）

㈤　優良賃貸住宅の割増償却制度について、中心市街地優良賃貸住宅に係る措置を除外することとした。（第一四条、第四七条及び第六八条の三四関係）

㈥　海外投資等損失準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（第五五条及び第六八条の四三関係）

(1)　資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の株式等に係る準備金の積立割合を一〇〇分の九〇（改正前一〇〇分の一〇〇）に引き下げる。

(2)　資源開発事業等の対象となる資源の範囲を石油及び金属鉱物に限定する。

㈦　農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる法人から農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号ロに掲げるものを除外することとした。（第六一条の二及び第六一条の三関係）

㈧　特定目的会社に係る課税の特例における導管性要件について、特定社債に係る国内募集割合要件を除外し、特定出資に係る国内募集割合要件を加えることとした。（第六七条の一四関係）

㈨　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金（第二二条、第五八条及び第六八条の六一関係）

(2)　農林中央金庫の合併等に係る課税の特例における農林中央金庫等の合併に係る措置（第六八条の二関係）

㈩　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度における試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の一〇パーセントを超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる措置（第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(2)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

(3)　金属鉱業等鉱害防止準備金（第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

(4)　特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金（第二〇条の三、第五五条の七及び第六八条の四六関係）

(5)　交際費等の損金不算入（第六一条の四及び第六八条の六六関係）

(6)　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六二条及び第六八条の六七関係）

(7)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(8)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（第二八条の二、第六七条の五及び第六八条の一〇二の二関係）

㈡　公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を一年延長することとした。（第一三条、第四六条の二及び第六八条の三一関係）

㈢　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一一及び第六八条の一五関係）

(2)　特定電気通信設備等の特別償却（旧租税特別措置法第一一条の四、第四四条の四及び第六八条の二三関係）

(3)　資源再生化設備等の特別償却（旧租税特別措置法第一一条の六、第四四条の六及び第六八条の二五関係）

(4)　特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例（旧租税特別措置法第六六条の一二及び第六八条の九六の二関係）

㈣　法人税法の改正に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。（第二条、第四二条の三の二、第四二条の四、第四七条～第四八条、第五二条の二、第五二条の三、第五五条、第五七条の一〇、第六一条の三、第六一条の四、第六二条の三、第六四条～第六五条、第六五条の三、第六五条の四、第六五条の五の二、第六五条の七、第六五条の八、第六五条の一〇～第六五条の一四、第六六条、第六六条の二、第六六条の一三、第六七条の四、第六八条の八、第六八条の九、第六八条の三四～第六八条の三六、第六八条の四〇、第六八条の四一、第六八条の四三、第六八条の五九、第六八条の六五、第六八条の六六、第六八条の七〇～第六八条の七二、第六八条の七四、第六八条の七五、第六八条の七六の二、第六八条の七八、第六八条の七九、第六八条の八一～第六八条の八五、第六八条の八五の三、第六八条の八五の四、第六八条の九八及び第六八条の一〇二関係）

3

㈠　適格現物分配について、他の適格組織再編成に準じた措置を講ずる。

(2)　資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上の法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人について、次の措置を適用しない。

イ　中小企業者等の法人税率の特例

ロ　中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の法定繰入率

ハ　交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る六〇〇万円の定額控除

ニ　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外

(3)　清算所得課税の廃止に伴い、次のとおり見直しを行う。

イ　交際費等の損金不算入制度について、清算中の法人を適用対象とする。

ロ　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、清算中に終了する事業年度は適用しない。

(4)　その他、適格事後設立制度の廃止等に伴う所要の整備を行う。

国際課税

㈠　振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講ずることとした。（第五条の二、第四一条の一三及び第六七条の一七関係）

(1)　次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限る。）は、適格外国証券投資信託に該当するものとする。

イ　その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの

(イ)　当該受益権の国内における募集が公募により行われること。

(ロ)　右記(イ)の募集が行われた当該受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じて交付されること。